

介護老人保健施設回生苑運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会医療法人昴和会が開設する介護老人保健施設回生苑（以下「施設」という）が行う介護保健施設サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者及び職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 「当施設は社会復帰及び家庭復帰を目指す老人に対して積極的に適切な機能訓練、生活適応訓練を行いながら、老人に明るく自立へ向けた家庭生活を可能ならしめることを目的とし、地域や家庭との交流を図るものとする。」

前項の方針を遂行するため次の各号に掲げる事項に留意する。

- 一、 入所者の早期家庭復帰
- 二、 入所者及び通所者への適切な看護・介護
- 三、 入所者の退所後の家庭との連携
- 四、 隣接市町村との連携の維持
- 五、 施設内の生活環境の保持
- 六、 地域及びボランティア活動者との交流

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人保健施設 回生苑
- 二 所在地 鹿児島県阿久根市赤瀬川 551 番地

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名（医師）
常勤で専ら施設の職務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。
- 二 医師 1 名（常勤）
入所者に対して、介護、機能訓練及び健康管理上の指導を行う。
- 三 薬剤師 1 名（非常勤）
入所者の調剤、服薬指導を行う。
- 四 看護職員 看護師・准看護師 8 名以上（常勤・非常勤）
入所者の日常生活全般にわたる看護業務を行う。
- 五 介護職員 20 名以上（常勤・非常勤）
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 六 支援相談員 1 名以上（常勤）
入所者やその家族からの相談への対応、レクリエーションなどの計画・指導を行う。
- 七 理学療法士及び作業療法士・言語聴覚士 1 名以上（常勤・非常勤）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 八 （管理）栄養士 1 名以上（常勤）
利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- 九 介護支援専門員 1 名以上（常勤）
施設サービス計画の作成等を行う。
- 十 事務職員 2 名以上（常勤・非常勤）
必要な事務を行う。
- 十一 施設管理 1 名以上（常勤・非常勤）
施設内の環境整備に当たる。

第3章 入所者の定員

(入所者の定員)

第5条 施設の入所者の定員は、84名とする。

(定員の遵守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入所者及び療養室の定員を超えて入所させない。

第4章 入所者に対するサービスの内容及び利用者その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(受給資格等の確認)

第8条 施設は、サービスの提供を求められた場合には、入所申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、サービスの提供を行う。

(入退所)

第9条 その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における看護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、サービスを提供する。

2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

3 入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難な場合には、適切な病院又は診療所を紹介する等の措置を速やかに講じる。

4 入所申込者の入所に際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討を行う。

6 検討については、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。

7 入所者が退所する際には、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後の主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 入所する際に要介護認定を受けていない者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入所する者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるよう援助を行う。

2 要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前に行われるよう必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第11条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という）は、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努める。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握する。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介

護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及び家族に対して十分に説明し、理解を得る。

- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り次に定めるところにより行う。
 - 一 定期的に入所者に面接する。
 - 二 定期的にモニタリングの結果を記録する。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
 - 一 入所者が要介護更新認定を受けた場合
 - 二 入所が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

（サービスの取扱方針）

第12条 入所者の要介護状態の軽減又は悪化を防止するよう、入所者の心身の状況等に応じて、適切な療養を行う。

- 2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 職員は、サービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
- 4 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- 5 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。
- 6 施設自らサービスの質の評価を行い、常に改善を図る。
- 7 当施設は、利用者の尊厳の保持にとって、利用者の虐待防止及び権利擁護は重要であることから、利用者の虐待防止及び権利擁護に努める。

（診療の方針）

第13条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- 2 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分に配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- 3 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 4 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。
- 5 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わない。
- 6 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に試用し、又は処方しない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第14条 医師は、入所者の病状からみて当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講ずる。

- 2 医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてならない。
- 3 医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行う。
- 4 施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行う。

(機能訓練)

第15条 入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行なう。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第16条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。

- 2 1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替える。
- 5 この他、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- 6 施設は、入所者に対して、入所者の負担により、施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせない。

(食事の提供)

第17条 施設利用中の食事は、本人及び家族の同意を得た入所者に限り施設の提供する食事を摂取していただくこととする。食費は利用料として規定されるものであるが、同時に、下記の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

また、栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理をする。

- 2 食事の時間は、おおむね次の時間とする。
 - 一 朝食 午前8時～
 - 二 昼食 正午～
 - 三 夕食 午後6時～

(相談及び援助)

第18条 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(その他のサービスの提供)

第19条 適宜、入所者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 常に入所者の家族との連携を図るとともに入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料等の受領)

第20条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

サービスを提供した際には、利用料の一部として、当該介護保健施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

- 2 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

- 3 「食費」及び「居住費」においては国が定める負担限度額段階（第1段階から第4段階）に応じた利用者の自己負担額の支払を受ける。
- 4 サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入所者に同意を得る。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第21条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合には、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

第4章 施設の利用に当たっての留意事項

（日課の励行）

第22条 入所者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員などの指導による介護及び機能訓練を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。

（外出及び外泊）

第23条 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

（衛生保持）

第24条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他衛生環境の保持のために施設に協力する。

（禁止行為）

第25条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第5章 非常災害対策

（非常災害対策）

第26条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震、火災、津波等の想定される災害ごと、個別に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 1 防火管理者には、事業所管理者を充てる。（事業所管理者とは別に定めることも可）
- 2 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- 3 非常災害の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 4 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 5 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 6 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時
- 7 施設は、前項の具体的計画の概要を入所者及び従業者に見やすいように掲示する。
- 8 施設は、非常災害時における入所者の安全を確保するため、地域の防災組織及び近隣住民との連携体制の整備に努める。
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第6章 その他施設の運営に関する重要事項

(サービスの提供の記録)

第 27 条 入所に際しては入所年月日並びに施設の種類及び名称を、退所に際しては退所年月日を、被保険者証に記載する。

2 サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

(入所に関する市町村への通知)

第 28 条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第 29 条 入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務を定める。

2 当該施設の職員によってサービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 職員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。

一 採用時研修 採用後 3 カ月以内

二 継続研修 年 4 回

(衛生管理等)

第 30 条 1 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又まん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(協力病院)

第 31 条 入所者の病状の急変等に備えるため、次の病院及び歯科医院を協力病院に定める。

鹿児島県阿久根市高松町 22 番地	内山病院、
鹿児島県阿久根市大丸町 83 番地	丸山歯科医院

(掲示)

第 32 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(個人情報の保護)

第 33 条 1 当施設は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 当施設は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又は家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(秘密保持)

第 34 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。また、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者及びその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)に対する利益供与の禁止)

第 35 条 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又はその職員に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与はしない。

2 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第 36 条 入所者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合、それに従い、必要な改善を行う。

4 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 サービスに関する入所者からの苦情に関して、鹿児島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、鹿児島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

6 鹿児島県国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には改善の内容を鹿児島県国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第 37 条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努める。

2 提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 38 条 1 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録に残す。

4 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる理由による場合は、この限りではない。

5 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(記録の整備)

第 39 条 1 職員、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。

2 入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する、施設サービス計画、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の記録、提供した具体的なサービスの内容等の記録、身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録、市町村への通知に関わる記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を整備し、算定に必要とされる報酬関係の記録の保存についても、その完結の日から5年間保存する。

第 40 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人昴和会の理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年6月1日から改定する。

この規程は、平成16年2月1日から改定する。

この規程は、平成16年4月1日から改定する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改定する。
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から改定する。

介護老人保健施設回生苑短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

（事業の目的）

第1条 社会医療法人昴和会が開設する介護老人保健施設回生苑（以下「施設」という）が行う短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室において指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供するものとする。

（運営の方針）

第2条 「当施設は社会復帰及び家庭復帰を目指す老人に対して積極的に適切な機能訓練、生活適応訓練を行いながら、老人に明るく自立へ向けた家庭生活を可能ならしめることを目的とし、地域や家庭との交流を図るものとする。」

前項の方針を遂行するため次の各号に掲げる事項に留意する。

- 一、 入所者の早期家庭復帰
- 二、 入所者及び通所者への適切な看護・介護
- 三、 入所者の退所後の家庭との連携
- 四、 隣接市町村との連携の維持
- 五、 施設内の生活環境の保持
- 六、 地域及びボランティア活動者との交流

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人保健施設 回生苑
- 二 所在地 鹿児島県阿久根市赤瀬川 551 番地

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（医師）
常勤で専ら施設の職務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。
- 二 医師 1名（常勤）
利用者に対して、介護、機能訓練及び健康管理上の指導を行う。
- 三 薬剤師 1名（非常勤）
利用者の調剤、服薬指導を行う。
- 四 看護職員 看護師・准看護師 8名以上（常勤・非常勤）
利用者の日常生活全般にわたる看護業務を行う。
- 五 介護職員 20名以上（常勤・非常勤）
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 六 支援相談員 1名以上（常勤）
利用者やその家族からの相談への対応、レクリエーションなどの計画・指導を行う。
- 七 理学療法士及び作業療法士・言語聴覚士 1名以上（常勤・非常勤）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 八 （管理）栄養士 1名以上（常勤）
利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- 九 介護支援専門員 1名以上（常勤）
施設サービス計画の作成等を行う。
- 十 事務職員 2名以上（常勤・非常勤）

必要な事務を行う。

- 十一 施設管理 1名以上（常勤・非常勤）
施設内の環境整備に当たる。

第3章 利用者の定員

（定員の遵守）

第5条 利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えて入所させない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第4章 指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の内容及び利用者その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第6条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

（受給資格等の確認）

第7条 施設は、サービスの提供を求められた場合には、入所申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

- 2 施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、サービスの提供を行う。

（短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の作成）

第8条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成する。

- 2 短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護）は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護）の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護）を作成した際には、当該短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画を利用者に交付する

（指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の取扱方針）

第9条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化を防止するよう、利用者の心身の状況等に応じて、適切な療養を行う。

- 2 指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護）に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 職員は、サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要事項をわかりやすく説明する。
- 4 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- 5 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。
- 6 施設自らその提供する指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の質の評価を行い、常に改善を図る。
- 7 当施設は、利用者の尊厳の保持にとって、利用者の虐待防止及び権利擁護は重要であることから、利

用者の虐待防止及び権利擁護に努める。

（診療の方針）

第10条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- 2 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分に配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- 3 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 4 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。
- 5 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わない。
- 6 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に試用し、又は処方しない。
- 7 病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を行う。

（機能訓練）

第11条 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行なう。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第12条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。

- 2 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。
- 5 この他、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- 6 施設は、利用者に対して、利用者の負担により、施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせない。

（食事の提供）

第13条 施設利用中の食事は、本人及び家族の同意を得た利用者に関し施設の提供する食事を摂取していただくこととする。食費は利用料として規定されるものであるが、同時に、下記の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

また、栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理をする。

2 食事の時間は、おおむね次の時間とする。

- 一 朝食 午前8時～
- 二 昼食 正午～
- 三 夕食 午後6時～

（その他のサービスの提供）

第14条 適宜、利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

（利用料等の受領）

第15条 サービスを提供した際には、利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

2 利用料として、居住費（滞在費）、食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、私物の洗濯代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

3「食費」及び「居住費」においては国が定める負担限度額段階（第1段階から第4段階）に応じた利用者の自己負担額の支払を受ける。

4 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、利用者に同意を得る。

第5章 通常の送迎の実施地域

第16条 通常の送迎の実施地域は、出水市郡2市1町とする。

第6章 施設の利用に当たっての留意事項

（日課の励行）

第17条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員などの指導による介護及び機能訓練を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。

（外出）

第18条 利用者が外出を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

（衛生保持）

第19条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他衛生環境の保持のために施設に協力する。

（禁止行為）

第20条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第7章 非常災害対策

（非常災害対策）

第21条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震、火災、津波等の想定される災害ごと、個別に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 1 防火管理者には、事業所管理者を充てる。（事業所管理者とは別に定めることも可）
- 2 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- 3 非常災害の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 4 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 5 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 6 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・随時
- 7 施設は、前項の具体的計画の概要を入所者及び従業者に見やすいように掲示する。
- 8 施設は、非常災害時における入所者の安全を確保するため、地域の防災組織及び近隣住民との連携体制の整備に努める。

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(入退所の記録の記載)

第22条 入所に際して、入所年月日並びに施設の種類及び名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

(勤務体制の確保等)

第23条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務を定める。

- 2 施設の職員によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 職員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。
 - 一 採用時研修 採用後3カ月以内
 - 二 継続研修 年4回

(衛生管理等)

第24条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又まん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(協力病院)

第25条 利用者の病状の急変等に備えるため、次の病院及び歯科医院を協力病院に定める。

鹿児島県阿久根市高松町22番地	内山病院、
鹿児島県阿久根市大丸町83番地	丸山歯科医院

(揭示)

第26条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(個人情報の保護)

第27条 当施設は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 当施設は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又は家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(秘密保持)

第28条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。また、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に対する利益供与の禁止)

第29条 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又はその職員に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を供与はしない。

- 2 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第30条 利用者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

- 3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合、それに従い、必要な改善を行う。
- 4 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 サービスに関する利用者からの苦情に関して、鹿児島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、鹿児島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 6 鹿児島県国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には改善の内容を鹿児島県国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第31条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努める。

- 2 提供した介護保健施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録に残す。
- 4 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる理由による場合は、この限りではない。
- 5 当施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(記録の整備)

第33条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する介護保健施設サービスの提供に関する、施設サービス計画、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の記録、提供した具体的なサービスの内容等の記録、記録を整備し、算定に必要とされる報酬関係の記録の保存についても、その完結の日から5年間保存する。

第34条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人昴和会の理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。
この規程は、平成14年6月1日から改定する。
この規程は、平成16年2月1日から改定する。
この規程は、平成16年4月1日から改定する。
この規程は、平成17年10月1日から改定する。
この規程は、平成18年4月1日から改定する。
この規程は、平成25年4月1日から改定する。
この規程は、平成25年11月1日から改定する。
この規程は、平成27年4月1日から改定する。
この規程は、平成30年4月1日から改定する。
この規程は、令和3年8月1日から改定する。

介護老人保健施設回生苑通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

（事業の目的）

第1条 社会医療法人昴和会が開設する介護老人保健施設回生苑（以下「施設」という）が行う指定通所リハビリテーション事業（介護予防通所リハビリテーション）（以下「事業」という。）の適切な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の通所リハビリテーション事業（介護予防通所リハビリテーション）を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所リハビリテーションは、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人保健施設 回生苑
- 二 所在地 鹿児島県阿久根市赤瀬川 265 番地

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 人（医師）
常勤で専ら施設の職務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。
- 二 医師 1 名（常勤）入所部門兼務
利用者に対して、介護、機能訓練及び健康管理上の指導を行う。
- 三 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1 名以上（常勤）入所部門兼務
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う
- 四 看護職員 看護師・准看護師 1 名以上（常勤）
利用者の日常生活全般にわたる看護業務を行う。
- 五 介護職員 4 名以上（常勤）
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 六 支援相談員 1 名以上（常勤） 入所部門兼務
利用者やその家族からの相談への対応、レクリエーションなどの計画・指導を行う。
- 七 事務職員 1 名以上（常勤） 入所部門兼務
必要な事務を行う。

第3章 営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

第5条 事業を行う日及び時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。その他利用者の希望時間に応じます。
- 三 上記の営業日・営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

第4章 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用定員

(利用定員)

第6条 当該施設における事業の利用定員は35名とする。

第5章 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(受給資格等の確認)

第8条 施設は、サービスの提供を求められた場合には、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、サービスの提供を行う。

(利用料等の受領)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- 1 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- 2 食費、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- 3 前項のほか、利用料その他の費用の額は別添のとおりとし費用を徴収する。
- 4 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、利用者に同意を得る。

(通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の作成)

第10条 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を作成する。

- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を利用者に交付する
- 5 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。

(指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の取扱方針)

第11条 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

- 2 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業者は、自らその提供する指

定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の質の評価を行い、常にその改善を図る。

- 3 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）従業者は、指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 5 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

（指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の内容）

第 12 条 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行なう。

- 2 利用者に対して、医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を行う。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。
- 5 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 6 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、時間延長サービスを実施する。

（その他のサービスの提供）

第 13 条 適宜、利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

第 6 章 通常の事業の実施地域

第 14 条 通常の送迎の実施地域は、阿久根市・出水市・長島町とする。

第 7 章 サービス利用に当たっての留意事項

（食事）

第 15 条 施設利用中の食事は、本人及び家族の同意を得た利用者に限り施設の提供する食事を摂取していただくこととする。食費は利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 12 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

（日課の励行）

第 16 条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員などの指導による介護及び機能訓練を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。

(衛生保持)

第 17 条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他衛生環境の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第 18 条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(身体の拘束等)

第 19 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第 20 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

第 8 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 21 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震、火災、津波等の想定される災害ごと、個別に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 1 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
- 2 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- 3 非常災害の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 4 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 5 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 6 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時
- 7 施設は、前項の具体的計画の概要を入所者及び従業員に見やすいように掲示する。
- 8 施設は、非常災害時における入所者の安全を確保するため、地域の防災組織及び近隣住民との連携体制の整備に努める。

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第 8 章 その他施設の運営に関する重要事項

(高齢者虐待防止の推進)

第 22 条 当施設は、虐待の発生又はその発生を防止する、以下の措置を講じなければならない

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催すると

もに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- ・虐待の防止のための指針を整備する。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(勤務体制の確保等)

第 23 条 1 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務を定める。

- 2 施設の職員によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 職員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。
 - 一 採用時研修 採用後 3 カ月以内
 - 二 継続研修 年 4 回

(衛生管理等)

第 24 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又まん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(掲示)

第 25 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(個人情報の保護)

第 26 条 当施設は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 当施設は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又は家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(秘密保持)

第 27 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。また、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に対する利益供与の禁止)

第 28 条 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又はその職員に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を供与はしない。

- 2 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第 29 条 利用者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講

じる。

- 2 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合、それに従い、必要な改善を行う。
- 4 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 サービスに関する利用者からの苦情に関して、鹿児島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、鹿児島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 6 鹿児島県国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には改善の内容を鹿児島県国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第30条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努める。

- 2 提供した介護保健施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第31条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録に残す。
- 4 事故防止のための委員会（第22条の委員会開催方法に準ずる。）を定期的開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 5 従業者に対し事故発生の防止及び発生時の対応のための研修を定期的実施する。
- 6 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 7 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる理由による場合は、この限りではない。
損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる理由による場合は、この限りではない。
- 8 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（記録の整備）

第32条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する介護保健施設サービスの提供に関する、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画、提供した具体的なサービスの内容等の記録、市町村への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を整備し、算定に必要とされる報酬関係の記録の保存についても、その完結の日から5年間保存する。

（ハラスメント対策（パワー・セクシャル））

第33条 当施設は入所者（利用者等）及び職員の健全かつ、すこやかな入所環境及び職員に対する職場環境の整備体制を確立するため、研修会及び委員会を設置する。事案発生時においては、当該事案について検証し再発防止に努める。委員会については第22条の委員会開催方法に準ずる。

第34条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人昴和会の理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 16 年 2 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から改定する。
この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から改定する。
この規程は、令和 5 年 5 月 1 日から改定する。
この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から改定する。